第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は平成二十二年九月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年八月十二日

東京都千代田区神田錦町三丁目一三番七号
名古路ビル本館六階
株式会社青山メイン企画
代表取締役　西原　春沢

特定社債権者集会決議認可公告

平成二十二年七月二十一日午前一〇時〇〇分開催の榎坂特定目的会社第一回一般担保付特定社債（適格機関投資家限定）（以下「本特定社債」といいます。）の特定社債権者集会（以下「本特定社債権者集会」といいます。）における左記決議について平成二十二年七月二十七日付で裁判所の認可決定（東京地方裁判所民事第八部平成二十二年（ヒ）第二八六号）がありましたので公告致します。

記

本特定社債権者集会における決議事項

本特定社債の社債要項を大要次のように変更する（なお、正文は英文です。）。

①本特定社債の社債要項第1.1条（以下「定義条項」といいます。）に定義されるMovablesについて、マスターレッシー所有の動産を追加し、また本特定社債の補償提供者（発行会社及び株式会社新生銀行の間で平成十八年八月四日付で締結されたINDEMNITY ENTRUSTMENT AGREEMENTにおけるBond Indemnitorをいいます。以下「補償提供者」といいます。）としての株式会社新生銀行及び株式会社サンマリーナ開発との間で締結された平成二十一年十月二十日付ASSIGNMENT OF REGISTERED SHIP FOR SECURITY PURPOSEの別紙1に記載される船舶及び当該船舶に関連して株式会社サンマリーナ開発が所有する全ての動産を追加する変更をし、②定義条項に定義されるTransaction Partiesに株式会社サンマリーナ開発を追加する変更をし、③定義条項に定義されるMonitoring of Accountsから株式会社サンマリーナ開発の銀行口座を除外する変更をし、④本特定社債の社債要項第11.15条に定められる倒産事由につきサンマリーナ開発に生じた場合をその対象から除外する変更をし、⑤定義条項に定義されるInitial Stated Maturity Dateを平成二十六年六月三十日とする変更をし、⑥定義条項に定義されるInterest Rate Cap Agreementについて、締結されるInterest Rate Cap Agreementは本特定社債の社債権者としての株式会社新生銀行（以下、かかる地位の株式会社新生銀行を「本特定社債権者」といいます。）が合理的に受け入れることができる条件の契約であることを追加し、あわせて、契約締結時期の制限及び発行会社がInterest Rate Cap Agreementに代わるスワップ契約を締結するオプションについての定めを削除する変更をし、⑦定義条項に定義されるOutstanding Specified Bond Amountについて、榎坂特定目的会社第二回一般担保付特定社債（適格機関投資家限定）（以下「劣後特定社債」といいます。）を発行したことに伴い、本特定社債の未償還元本のみを意味するよう語句の調整を行い、⑧定義条項に定義されるPermitted Indebtednessに、劣後特定社債に基づき負担する債務を追加し、発行会社及びマスターレッシーが一定の不動産（発行会社、本特定社債権者及び補償提供者の間で平成二十二年五月二十日付で締結されたFOURTH AMENDMENT TO SPECIFIED BOND PURCHASE AGREEMENT AND TERMS AND CONDITIONS OF THE SPECIFIED BOND (EXTENSION AGREEMENT)（以下「第四変更契約」といいます。）別紙Eにおいて特定される不動産をいい、以下「許容不動産」といいます。）を追加取得し所有することにより負担する債務を追加し、また、当該Permitted Indebtednessに含まれる無担保債務の上限額を本特定社債発行総額の三%から五%に変更し、⑨定義条項に定義されるSingle Purpose Entityとして行うことができる行為に発行会社及びマスターレッシーによる許容不動産の取得、保有及び処分を追加する変更をし、⑩定義条項に定義されるSubordination Agreementに、劣後特定社債の社債権者、発行会社及び本特定社債権者の間の平成二十二年五月二十日付Subordination Agreement、並びに、補償提供者が合理的に受け入れることができる様式及び内容の条件に基づき締結されるその他劣後契約を追加する変更をし、⑪定義条項に定義されるSpreadを、平成二十二年六月三十日までのスプレッドを年率二・六五%、以後のスプレッドは年率一・九〇%と変更し、⑫定義条項に定義されるYen LIBORについて、参照される頁の名称の変更をし、⑬定義条項に「Subordinate Bondholder」「Subordinate Bonds」を追加し、⑭本特定社債の社債要項第3.20条第1項に定められるInterest Rate Cap Agreementに関する事項について、3ヶ月円LIBORのストライク・レートを変更し、あわせて発行会社がInterest Rate Cap Agreementに代わるスワップ契約を締結する場合についての規定を削除し、⑮本特定社債の社債要項第4条に第4.13条として、発行会社、マスターレッシー又は株式会社イシン・ホテルズ・グループの関連会社が許容不動産を取得した場合には、本特定社債権者又はその指定する者と、本特定社債権者が合理的に受け入れることができる様式及び内容の根抵当権設定契約を締結し、第一順位の根抵当権を設定し対抗要件を具備することを義務づける規定を新設し、⑯本特定社債の社債要項別紙2.3.1に記載される平成二十二年六月からInitial Stated Maturity Dateまでの間の四半期ごとの元本償還額を16,900,000円に変更する等の変更をし、⑰本特定社債の社債要項に、発行会社又はマスターレッシーが取得することを本特定社債権者及び補償提供者が承諾した（ただし、取得後担保提供しなければならない）許容不動産が記載されている第四変更契約の別紙E、本特定社債権者及び補償提供者が承諾した発行会社の定款の変更個所が記載されている同契約の別紙F及び発行会社が発行する第1号優先出資の内容に関する変更であって、本特定社債権者及び補償提供者が承諾したものの個所が記載されている別紙Gをそれぞれ追加する変更等を行う。

平成二十二年八月十二日

東京都港区六本木六丁目七番一〇号グローバル・アクセス・アドヴァイザリー・パートナーズ内
榎坂特定目的会社
取締役　五十嵐メルビン

取消公告

平成二十二年七月三十日掲載の基準日設定につき通知公告は、取り消します。

平成二十二年八月十二日

東京都渋谷区渋谷一丁目一三番九号
株式会社オープンハウス
代表取締役　荒井　正昭

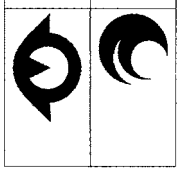
正誤

ページ	段	行	誤	正
（原稿誤り）				
一〇六	下	二	八第九十六条ノ十第九十六条の十	第九十六条ノ十第九十六条の十
〃	〃	〃	第九十六条ノ五第九十六条の五	第九十六条ノ五第九十六条の五
〃	〃	〃	第九十六条ノ十第九十六条の十	第九十六条ノ十第九十六条の十
一三〇	〃	一	、様式第六号ノ二から	、様式第六号ノ二から
〃	〃	〃	様式第七号	様式第七号
一三四	上	〃	様式第十一条ノ二、様式第十一条ノ三	様式第十一号ノ二、様式第十一号ノ三

平成二十二年七月十五日厚生労働省告示第二百七十九号（狂犬病予防法施行規則第五条第一項第二号ハ及び第十二条第三項第二号ハの規定に基づき、厚生労働大臣が定める都道府県名を特定できる文字、数字等の一部を改正する件）

（印刷誤り）

五ページ上段表広島県の項及び山口県の項は次のとおりの誤り。



平成二十二年七月三十日掲載の宮崎家庭裁判所に係る平成二十二年（家）第四〇四七号相続財産管理人の選任中

（原稿誤り）

一四四　一六宮崎市福島町2丁目38番地5　|　宮崎市福島町2丁目38番地5

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十二日付第一六九号九　六ページ●同日付政府調達第一五一号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）